

墨田区国民健康保険の適用となる 整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方

●●●●● 保険証が使える場合と、使えない場合があります ●●●●●

整骨院や接骨院で保険証が使える場合は、外傷性が明らかな打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）や、骨折、脱臼による応急処置の場合に限ります。

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<p>業務上及び通勤災害以外で発生した次の負傷に限ります。</p> <p>1 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ） ※外傷性が明らかな症状の場合のみ。身体の損傷の状態が、慢性に至っていないものです。</p> <p>2 骨折、脱臼、不全骨折（ひび） ※応急手当など止むを得ない場合には医師の同意がなくても施術が受けられますが、応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。</p>	<p>1 日常生活での疲れ、肩こり、腰痛</p> <p>2 スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛</p> <p>3 外科・整形外科等で治療を受け、同時期に同じ治療箇所について施術を受ける場合</p> <p>4 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやコリ</p> <p>5 脳疾患後遺症等の慢性病</p> <p>6 症状の改善のみられない長期の施術</p> <p>7 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）</p> <p>8 以前に骨折や捻挫をした治癒後に痛み出したものなど</p>

◎柔道整復師に、いつ、どこで、どうして負傷したか、正確に伝えましょう。

◎療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額を確認し、自分で署名（世帯主名）してください。

◎窓口でお金を払ったら、領収書は必ず受け取り保管しましょう。

柔道整復師の施術に関するQ&A

Q 持病の肩や腰の痛みが慢性化して取れない場合、整骨院や接骨院にかかれますか。
A 負傷日がはっきりしない原因不明の肩や腰の痛みに対する施術は、保険証は使えません。施術は全額自己負担になります。
 なお、痛みが長く取れない場合は、重大な疾患（内科的疾患）がある場合もありますので、医師の診断を受けましょう。

Q 数年前に治ったところが痛み出しましたが、保険証を使えますか。
A 一度治ったところが再び自然に痛み出したもの、交通事故の後遺症や脳疾患後遺症などの慢性病、症状の改善が見られない漫然とした施術には保険証は使えません。

整骨院などは医療機関ではありませんので、被保険者は施術にかかった費用の全額を負担しますが、健康保険の対象となる施術を受けた場合は受領委任払いという方法が認められています。これは、整骨院等が被保険者に代わって保険者に一部負担金以外の費用を請求するもので、柔道整復師の作成する療養費支給申請書に被保険者の署名が必要です。これにより保険の対象となる施術の支払いは、医療機関で受診するのと同じように、自己負担分（1割から3割）で済みます。

【問い合わせ先】
 墨田区国保年金課こくほ給付係
 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
 電話03-5608-6123~4